

二 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 金融先物取引所

第一節 総則（第三条・第九条の四）

第二節 金融先物会員制法人及び金融先物市場を開設する株式会社

第一款 金融先物会員制法人

第一目 設立（第九条の五・第十六条）

第二目 登記（第十七条・第十七条の二）

第三目 会員（第十八条・第二十五条）

第四目 管理（第二十六条・第三十二条）

第五目 解散（第三十四条・第三十四条の三）

第六目 組織変更（第三十四条の四・第三十四条の十八）

第二款 金融先物市場を開設する株式会社の特例（第三十四条の十九・第三十四条の二十七）

第三節 取引所金融先物取引等（第三十四条の二十八・第四十六条）

第四節 取引所金融先物取引の受託（第四十七条・第四十八条）

第五節 金融先物取引所の解散等（第四十八条の二・第五十条）

現 行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 金融先物取引所

第一節 総則（第三条・第九条）

第二節 設立（第十条・第十七条）

第三節 会員（第十八条・第二十八条）

第四節 機関（第二十九条・第三十四条）

第五節 金融先物取引（第三十四条の二・第四十六条）

第六節 金融先物取引の受託（第四十七条・第四十八条）

第七節 解散（第四十九条・第五十一条）

第八節 監督（第五十二条・第五十五条）

第六節 監督（第五十一条・第五十五条）

第三章 第六章（略）

附則

（定義）

第二条 この法律において「通貨等」とは、次に掲げるものをいう。

一（略）

二 有価証券、預金契約に基づく債権その他の政令で定めるもの（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一条第十七項に規定する有価証券を除く。）

2（略）

3 この法律において「金融指標」とは、通貨の価格若しくは第一項第二号に掲げるものの価格若しくは利率又はこれらに基づいて算出した数値をいう。

4 この法律において「金融先物取引」とは、一定の基準及び方法により行われる次に掲げる取引をいう。

一 三（略）

5 この法律において「店頭金融先物取引」とは、金融先物取引所の開設する金融先物市場によらないで、金融先物取引所の開設する金融先物市場の相場により、差金の授受を目的とする行為及び次に掲げる取引と類似の取引をいう。

一・二（略）

第三章 第六章（略）

附則

（定義）

第二条 この法律において「通貨等」とは、次に掲げるものをいう。

一（略）

二 有価証券、預金契約に基づく債権その他の政令で定めるもの（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一条第十三項に規定する有価証券を除く。）

2（略）

3 この法律において「金融指標」とは、通貨の価格若しくは第一項第二号に掲げるものの価格若しくは利率又はこれらに基づいて算出した数値で、金融先物取引所の定めるものをいう。

4 この法律において「金融先物取引」とは、金融先物取引所の定める基準及び方法に従い、金融先物市場において行われる次に掲げる取引をいう。

一 三（略）

5 この法律において「店頭金融先物取引」とは、金融先物市場によらないで、金融先物市場の相場により、差金の授受を目的とする行為及び次に掲げる取引と類似の取引をいう。

一・二（略）

6 この法律において「金融先物会員制法人」とは、金融先物市場の開設を目的として第二章第二節第一款の規定に基づいて設立された会員組織の社団をいう。

7 この法律において「金融先物取引所」とは、次条の規定により金融再生委員会の免許を受けて金融先物市場を開設する金融先物会員制法人又は株式会社をいう。

8 この法律において「金融先物市場」とは、金融先物取引を行う市場をいう。

9 この法律において「金融先物取引等」とは、金融先物取引所の開設する金融先物市場における金融先物取引（以下「取引所金融先物取引」という。）又は金融先物取引所の開設する金融先物市場に類似する外国に所在する市場（以下「海外金融先物市場」という。）において行われる金融先物取引と類似の取引をいう。

10 (略)

11 (略)

(免許)

第三条 金融先物市場は、金融再生委員会の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。

(免許の申請)

第四条 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

(新設)

6 この法律において「金融先物取引所」とは、金融先物取引を行うために必要な市場を開設することを目的としてこの法律に基づいて設立された者をいう。

7 この法律において「金融先物市場」とは、金融先物取引のために金融先物取引所の開設する市場をいう。

8 この法律において「金融先物取引等」とは、金融先物取引又は金融先物市場に類似する外国に所在する市場（以下「海外金融先物市場」という。）において行われる金融先物取引と類似の取引をいう。

9 (略)

10 (略)

(法人格及び組織)

第三条 金融先物取引所は、法人とする。

2 金融先物取引所は、会員組織とする。

(名称)

第四条 金融先物取引所は、その名称中に金融先物取引所という文字を用いなければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 事務所又は本店、支店その他の営業所の所在の場所
 - 三 役員の名及び住所
 - 四 会員及び取引資格を与える者（以下「取引参加者」という。）の商号又は名称
- 2 前項の免許申請書には、定款、業務規程、受託契約準則その他総理府令で定める書類を添付しなければならない。

（免許審査基準）

- 第五条 金融再生委員会は、前条第一項の規定による免許の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所金融先物取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに委託者を保護するために十分であること。
 - 二 免許申請者がその開設する金融先物市場を適切に運営するに足る人的構成を有するものであること。
 - 三 免許申請者が金融先物取引所としてこの法律の規定に適合するよう組織されるものであること。
 - 四 取引所金融先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量及び会員又は取引参加者（以下「会員等」という。）の数が見込まれることその他経済金融の状況に照らして当該金融先物市場を開設することが公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であること。

- 2 金融先物取引所でない者は、その名称中に金融先物取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（業務の制限）

- 第五条 金融先物取引所は、営利の目的をもって業務を営んではならない。

「」。

2 金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が第十九条第二号から第四号までのいずれかに該当するとき。

二 役員のうち第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者があるとき。

三 免許申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

(金融先物取引所となる法人)

第六条 金融先物取引所は、金融先物会員制法人又は資本の額が政令で定める金額以上の株式会社でなければならない。

(商号又は名称)

第七条 金融先物取引所は、その商号又は名称のうちに金融先物取引所という文字を用いなければならない。

2 金融先物取引所でない者は、その商号又は名称のうちに金融先物取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(金融先物市場類似市場の開設の禁止)

第六条 何人も、金融先物市場に類似する市場を開設してはならない。

2 何人も、前項の市場において金融先物取引と類似の取引をしてはならない。

第七条 何人も、銀行、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社その他の政令で定める者(金融先物取引所の会員に限る。)(が一方の当事者となる場合を除き、店頭金融先物取引をしてはならない。

2 第四十四条(第一号、第三号及び第五号に限る。)(、第六十九条、第七十四条(第一号から第三号まで、第六号及び第七号に限る。))

（及び第九十一条の二の規定は、店頭金融先物取引について準用する。この場合において、第四十四条第三号中「金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該金融先物取引が繁盛であると誤解させるべき一連の金融先物取引又は当該金融先物取引の相場を変動させるべき一連の金融先物取引」とあるのは「店頭金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該店頭金融先物取引が繁盛であると誤解させるべき一連の店頭金融先物取引又は金融先物取引の相場を変動させるべき一連の店頭金融先物取引」と、同条第五号中「金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該金融先物取引」とあるのは「店頭金融先物取引を誘引する目的をもつて、金融先物取引」と、第六十九条中「金融先物取引業者は、金融先物取引等の受託等を含む契約（以下この節及び第八十条において「受託契約」という。）とあるのは「銀行、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社その他の政令で定める者（金融先物取引所の会員に限る。）は、店頭金融先物取引に係る契約（以下「店頭金融先物取引契約」という。）と、受託契約」とあるのは「店頭金融先物取引契約」と、第七十条中「金融先物取引業者」とあるのは「銀行、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社その他の政令で定める者（金融先物取引所の会員に限る。）」と、同条第一号から第三号までの規定中「受託契約」とあるのは「店頭金融先物取引契約」と、同条第六号中「受託契約に基づく委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金」とあるのは「店頭金融先物取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭」と、同条第七号中「金融先

(会員等に対する制裁)

第八条 金融先物取引所は、その定款において、会員等がこの法律及びこの法律に基づく命令並びにこれらに基づく処分、当該金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この条において単に「規則」という。）並びに取引の信義則を遵守しなければならぬ旨並びにこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員等に対し、過怠金を課し、その者の取引所金融先物取引を停止若しくは制限し、又はその者の除名（取引参加者にあつては、取引資格の取消し）を行う旨を定めなければならない。

(業務の範囲)

第九条 金融先物取引所は、金融先物市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

物取引等の受託等」とあるのは「店頭金融先物取引」と、「委託者」とあるのは「顧客」と、第九十一条の二中「金融先物取引等の受託等」とあるのは「店頭金融先物取引契約の締結」と読み替えるものとする。

(登記)

第八条 金融先物取引所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、第三者に対抗することができない。

(民法等の準用)

第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十八条第一項、第四十四条、第五十条、第五十一条、第五十四条、第五十五条、第五十七条、第六十条から第六十四条まで並びに第六十五条第二項及び第三項、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五

(仮理事、仮取締役等)

第九条の二 金融再生委員会は、金融先物市場を開設する金融先物会員制法人（以下「会員金融先物取引所」という。）の理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

2 金融再生委員会は、金融先物市場を開設する株式会社（以下「株式会社金融先物取引所」という。）の取締役、代表取締役又は監査役の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮取締役、仮代表取締役又は仮監査役を選任することができる。

3 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十八条第二項（同

十一條及び第二百五十二條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第一項の規定は、金融先物取引所について準用する。この場合において、民法第四十四條、第五十四條、第五十五條、第五十七條、第六十條、第六十一條及び第六十三條中、「理事」とあるのは「理事長及び理事」と、商法第二百四十三條中、「第二百三十二條」とあるのは「金融先物取引法第九條において準用する民法第六十二條」と、同法第二百四十四條第四項中、「前項二掲ぐる書類二、同條第四項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲ぐる書類（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一條ニ於テ準用スル同項二掲ぐる書類）」とあるのは「前項二掲ぐる書類」と、非訟事件手続法第三十五條第一項中、「仮理事又ハ特別代理人」とあるのは、「特別代理人」と読み替へるものとする。

(新設)

法第二百六十一条第三項及び第二百八十条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、株式会社金融先物取引所には、適用しない。

（金融再生委員会の嘱託登記）

第九条の三 金融再生委員会は、前条第二項の規定により、仮取締役、仮代表取締役又は仮監査役を選任したときは、当該株式会社金融先物取引所の本店及び支店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

2 前項の規定により金融再生委員会が登記を嘱託するときは、嘱託書に、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。

（秘密保持義務）

第九条の四 金融先物取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二節 金融先物会員制法人及び金融先物市場を開設する株式会社

第一款 金融先物会員制法人

第一目 設立

（法人格）

（新設）

第二節 設立

（新設）

第九条の五 金融先物会員制法人は、法人とする。

2 金融先物会員制法人は、その名称のうちに金融先物会員制法人と
いう文字を用いなければならない。

3 金融先物会員制法人でない者は、その名称のうちに金融先物会員
制法人と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(発起人)

第十条 金融先物会員制法人を設立するには、その会員になろうとす
る者十人以上が発起人とならなければならない。

(定款)

第十一条 発起人は、金融先物会員制法人の定款を作成し、これに次
に掲げる事項を記載して署名しなければならない。

一 六 (略)

七 信託金に関する事項

八 十二 (略)

十三 取引所金融先物取引の種類に関する事項

十四 取引所金融先物取引の清算に関する事項

十五 十六 (略)

2 商法第百六十七条の規定は、前項の定款について準用する。

第十三条及び第十四条 削除

(新設)

第十条 金融先物取引所を設立するには、その会員になろうとする者
十人以上が発起人とならなければならない。

(発起人)

(定款)

第十一条 発起人は、金融先物取引所の定款を作成し、これに次の事
項を記載して署名しなければならない。

一 六 (略)

七 会員信託金に関する事項

八 十二 (略)

十三 金融先物取引の種類に関する事項

十四 金融先物取引の清算に関する事項

十五 十六 (略)

(新設)

(設立の免許の申請)

第十三条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を

記載した免許申請書を金融再生委員会に提出して設立の免許を申請しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在の場所
- 三 役員の氏名及び住所
- 四 会員の商号又は名称

2 前項の免許申請書には、定款、業務規程、受託契約準則その他総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(設立の免許)

第十四条 金融再生委員会は、前条第一項の免許の申請があつた場合において、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の免許をしなければならない。

- 一 定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、金融先物取引を公正かつ円滑ならしめ、及び委託者を保護するために十分であること。
- 二 当該申請に係る金融先物取引所がこの法律の規定に適合するよつに組織されるものであること。
- 三 金融先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量及び会員数が見込まれることその他経済金融の状況に照らして当該金融先物取引所を設立することが公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であること。

(理事長への事務の引継ぎ)

第十五条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(民法等の準用)

第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十八条第一項、第四十四条、第五十条、第五十一条、第五十四条、第五十五条、第五十七条、第六十条から第六十四条まで並びに第六十五条第二項及び第三項、商法第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十一条及び第二百五十二条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第一項の規定は、金融先物会員制法人について準用する。この場合において、民法第四十四条、第五十四条、第五十五条、第五十七条、第六十条、第六十一条及び第六十三条中「理事」とあるのは「理事長及び理事」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「金融先物取引法第十六条に於て準用スル民法第六十二条」と、同法第二百四十四条第四項中「前項二掲グル書類二、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項二掲グル書類)」とあるのは「前項二掲グル書類」と、非訟事件手続法第三十五条第一項中「仮理事又ハ特別代理人」とあるのは「特別代理人」と読み替えるものとする。

2 商法第四百二十八条の規定は、金融先物会員制法人の設立につい

(理事長への事務の引継ぎ)

第十五条 前条の免許があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事長に引き継がなければならない。

(成立)

第十六条 金融先物取引所は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(新設)

て準用する。この場合において、同条第二項中「株主、取締役又八
監査役」とあるのは、「会員、理事長及理事又八監事」と読み替え
るものとする。

第二目 登記

(成立)

第十七条 金融先物会員制法人は、その主たる事務所の所在地におい
て設立の登記をすることによつて成立する。

(登記)

第十七条の二 金融先物会員制法人は、政令で定めるところにより、
登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ
、第三者に対抗することができない。

(削る)

第二目 会員

(新設)

(定款等の変更の認可等)

第十七条 定款、業務規程又は受託契約準則の変更は、金融再生委員
会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 金融先物取引所は、第十三条第一項第二号から第四号までに掲げ
る事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を金融再生
委員会に届け出なければならない。金融先物取引所の規則(定款、
業務規程及び受託契約準則を除く。)の作成、変更又は廃止があつ
たときも、同様とする。

(新設)

第三節 会員

(新設)

(会員の資格)

第十八条 金融先物会員法人は、会員の資格を定める場合には、取引所金融先物取引が公正かつ円滑に行われることを確保するため、その定款をもつて、取引量の見込み、財産的基礎、人的構成その他の会員の資格に関する要件を定めなければならない。

(会員の欠格事由)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

一～四 (略)

五 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ～ト (略)

チ 金融先物取引所の会員等が第五十四条第一項の規定による命令により除名(取引参加者にあつては、取引資格の取消し)をされた場合において、その除名の日前三十日以内に当該会員等の役員であつた者で当該除名の日から五年を経過しないもの

リ (略)

(出資及び責任)

第二十条 (略)

(会員の資格)

第十八条 金融先物取引所は、会員の資格を定める場合には、その金融先物市場における金融先物取引が公正かつ円滑に行われることを確保するため、その定款をもつて、取引量の見込み、財産的基礎、人的構成その他の会員の資格に関する要件を定めなければならない。

(会員の欠格事由)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

一～四 (略)

五 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ～ト (略)

チ 金融先物取引所の会員が第五十四条第一項の規定による命令により除名された場合において、その除名の日前三十日以内に当該会員の役員であつた者で当該除名の日から五年を経過しないもの

リ (略)

(出資及び責任)

第二十条 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>第四十条第二項の規定により金融先物</u> <u>会員</u> <u>制法人</u>の損失を負担すべき会員の出資額については、<u>定款</u>の定めるところにより、他の会員の出資額を上回ることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 会員の<u>金融先物</u> <u>会員制法人</u>に対する責任は、<u>定款</u>の定める経費の負担及び<u>第四十条第二項の規定による損失の負担</u>のほか、その出資額を限度とする。</p> <p>6 会員は、<u>出資の払込み</u>について、<u>相殺をもつて金融先物</u> <u>会員制法人</u>に<u>対抗</u>することができない。</p> <p>(持分の譲渡)</p> <p>第二十二條 会員の持分の譲渡は、<u>脱退しようとする場合</u>においてその全部を会員以外の者に譲渡するときに限り、<u>定款</u>の定めるところにより、<u>金融先物</u> <u>会員制法人</u>の承認を受けて行うことができる。</p> <p>(任意脱退)</p> <p>第二十三條 会員は、<u>定款</u>の定めるところにより、<u>金融先物</u> <u>会員制法人</u>の承認を受けて脱退することができる。</p> <p>(法定脱退)</p> <p>第二十四條 前条の場合のほか、<u>会員は、次に掲げる事由</u>によつて脱退する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>第四十条第二項の規定により金融先物</u> <u>取引所</u>の損失を負担すべき会員の出資額については、<u>定款</u>の定めるところにより、他の会員の出資額を上回ることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 会員の<u>金融先物</u> <u>取引所</u>に対する責任は、<u>定款</u>の定める経費の負担及び<u>第四十条第二項の規定による損失の負担</u>のほか、その出資額を限度とする。</p> <p>6 会員は、<u>出資の払込み</u>について、<u>相殺をもつて金融先物</u> <u>取引所</u>に<u>対抗</u>することができない。</p> <p>(持分の譲渡)</p> <p>第二十二條 会員の持分の譲渡は、<u>脱退しようとする場合</u>においてその全部を会員以外の者に譲渡するときに限り、<u>定款</u>の定めるところにより、<u>金融先物</u> <u>取引所</u>の承認を受けて行うことができる。</p> <p>(任意脱退)</p> <p>第二十三條 会員は、<u>定款</u>の定めるところにより、<u>金融先物</u> <u>取引所</u>の承認を受けて脱退することができる。</p> <p>(法定脱退)</p> <p>第二十四條 前条に規定する場合のほか、<u>会員は、次の事由</u>によつて脱退する。</p>
--	---

一〇三（略）

（持分の払戻し）

第二十五条 会員が脱退したときは、第二十二条の規定により持分の全部を譲渡した場合を除き、金融先物会員制法人は、定款の定めるところにより、その持分を払い戻さなければならない。

第四目 管理

（業務の制限）

第二十六条 金融先物会員制法人は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

第二十七条及び第二十八条 削除

一〇三（略）

（持分の払戻し）

第二十五条 会員が脱退したときは、第二十二条の規定により持分の全部を譲渡した場合を除き、金融先物取引所は、定款の定めるところにより、その持分を払い戻さなければならない。

（新設）

（残務の結了）

第二十六条 会員が脱退した場合には、金融先物取引所は、定款の定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の会員をして、その金融先物市場において行つた金融先物取引を結了させなければならない。この場合においては、本人又はその一般承継人は、その金融先物取引の結了の目的の範囲内において、なお会員とみなす。

2 前項の規定により金融先物取引所が他の会員をしてその金融先物取引を結了させるときは、本人又はその一般承継人と当該他の会員との間に、委任契約が成立していたものとみなす。

（会員信認金）

第二十七条 会員は、定款の定めるところにより、金融先物取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。

2 会員信認金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

3 会員に対して金融先物取引を委託した者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員の会員信認金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

4 金融先物取引所は、第四十条第一項の規定により、会員に代わつて債務を履行し、又は引き受けたことにより取得した債権と当該会員に対する会員信認金に係る債務を相殺してはならない。

5 金融先物取引所は、国債の保有その他総理府令で定める方法によるほか、会員信認金として預託を受けたものを運用してはならない。

(会員に対する制裁)

第二十八条 金融先物取引所は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは当該金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員に対し、過怠金を課し、その者の金融先物取引を停止若しくは制限し、又はその者を除名する旨を定めなければならない。

第四節 機関

(役員)

(削る)

(役員)

第二十九条 金融先物协会会员制法人に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。

(役員を選任等)

第三十条 理事(次項の規定により選任される理事を除く。以下この項において同じ。)及び監事は、定款の定めるところにより、会員が選挙し、理事長は、定款の定めるところにより、理事が選挙する。

(削る)

2 (略)

3 第十九条第五号イからリまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

4 役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

(役員職務)

第三十一条 理事長は、金融先物协会会员制法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、金融先物协会会员制法人を代表し、理事長を補佐して金融先物协会会员制法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

第二十九条 金融先物取引所に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。

(役員を選任)

第三十条 理事(第三項の規定により選任される理事を除く。以下この項において同じ。)及び監事は、定款の定めるところにより、会員が選挙し、理事長は、定款の定めるところにより、理事が選挙する。

2 理事長の選任及び解任は、金融再生委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 (略)

4 第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者は、役員になることができない。

(新設)

(役員職務)

第三十一条 理事長は、金融先物取引所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、金融先物取引所を代表し、理事長を補佐して金融先物取引所の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、金融先物会員制法人の業務を監査する。

第三十二条及び第三十三条 削除

第五目 解散

(解散事由)

- 第三十四条 金融先物会員制法人は、次に掲げる事由により解散する。
- 一 定款に定める事由の発生
 - 二 総会の決議
 - 三 会員の数が十人未満となったこと。
 - 四 破産
 - 五 成立の日から六月以内に第四条第一項の規定による免許の申請を行わなかったこと。
 - 六 金融再生委員会が第三条の免許を与えないこととしたこと。

3 監事は、金融先物取引所の業務を監査する。

(役員失職)

第三十二条 役員が第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当することとなったときは、その職を失つ。

(仮理事及び仮監事)

第三十三条 金融再生委員会は、理事又は監事の職務を行う者がない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(新設)

(秘密保持義務)

第三十四条 金融先物取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

七 第三条の免許の取消し又は失効

(削る)

(残余財産の分配)

第三十四条の二 金融先物会員制法人が解散した場合における残余財産は、定款又は総会の決議により別段の定めをする場合のほか、会員の出資額に応じて分配しなければならない。

(民法等の準用)

第三十四条の三 民法第六十九条、第七十条、第七十二条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十三条まで、商法第二百二十五条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十一条、第四百十九條及び第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、金融先物会員制法人の解散の場合について準用する。この場合において、民法第七十条及び第七十四条中「理事」とあるのは、「理事長及び理事」と読み替えるものとする。

2 民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、金融先物会員制法人の清算人について準用する。

第六目 組織変更

第五節 金融先物取引

(運営目的)

第三十四条の二 金融先物市場は、金融先物取引を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者の保護に資するよう運営されなければならない。

(新設)

(新設)

（会員金融先物取引所から株式会社金融先物取引所への組織変更）
第三十四条の四 会員金融先物取引所は、その組織を変更して株式会社金融先物取引所になることができる。

（新設）

（組織変更計画書）

第三十四条の五 会員金融先物取引所は、前条の組織変更（以下この目において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画書を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

（新設）

2 前項の総会においては、その決議により、定款その他株式会社への組織変更に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の株式会社への役員となるべき者を選任しなければならない。

3 民法第六十九条の規定は、前二項の決議について準用する。

4 第一項の総会の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、組織変更計画書の要領、組織変更後の株式会社の定款及び第二項に規定する者の選任に関する議案の要領を示してしなければならない。

5 組織変更計画書には、組織変更をする時期、会員に対する株式の割当てに関する事項その他総理府令で定める事項を記載しなければならない。

（組織変更に係る書類の備置き等）

第三十四条の六 会員金融先物取引所の理事長又は理事は、前条第一

（新設）

項の総会の会議開催日の五日前から組織変更の日の前日まで、組織変更計画書その他の総理府令で定める書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 会員金融先物取引所の会員又は債権者は、その事業時間内に限り、前項の書類の閲覧を求め、又は会員金融先物取引所の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(商法の準用)

第三十四条の七 商法第百条の規定は、組織変更の場合について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中、「会社」とあるのは、「会員金融先物取引所」と読み替えるものとする。

(新設)

(組織変更手続の経過等の書面の備置き等)

第三十四条の八 組織変更後の株式会社金融先物取引所の取締役は、組織変更の日から六月間、第三十四条の六第一項の書類及び前条において準用する商法第百条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として総理府令で定める事項を記載した書類を本店に備え置かなければならない。

(新設)

2 第三十四条の六第二項の規定は、前項の規定により備え置く書類について準用する。この場合において、第三十四条の六第二項中、「会員金融先物取引所」とあるのは、「組織変更後の株式会社金融先物取引所」と、「会員又は」とあるのは、「株主又は」と、「事業時間内」とあるのは、「営業時間内」と読み替えるものとする。

(会員への株式の割当て)

第三十四条の九 会員金融先物取引所の会員は、組織変更計画書の定めるところにより、組織変更後の株式会社金融先物取引所の株式の割当てを受けるものとする。

(新設)

2 商法第二百七条第一項及び第二項並びに非訟事件手続法第一百二十六条第一項及び第三百二十二条ノ三の規定は、前項の場合について準用する。

3 会員金融先物取引所の会員で第一項の規定により株式を割り当てられた者は、組織変更により組織変更後の株式会社金融先物取引所の株主となる。

(新会社の資本及び理事長等のおてん補責任)

第三十四条の十 前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額は、組織変更時における組織変更前の会員金融先物取引所に現に存する純資産額を上回ることができない。

(新設)

2 前項の場合において、組織変更時における組織変更後の株式会社金融先物取引所に現に存する純資産額が前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額に不足するときは、組織変更の決議の当時の会員金融先物取引所の理事長及び理事は、組織変更後の株式会社金融先物取引所に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

(準備金の積立て)

第三十四条の十一 組織変更後の株式会社金融先物取引所は、組織変更時における純資産額から資本の額を控除した残額を商法第二百八十八条ノ二第一項の資本準備金として積み立てなければならない。

2 商法第二百八十八条ノ二第三項の規定は、前項の残額について準用する。この場合において、同条第三項中、「合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは、「組織変更前ノ会員金融先物取引所ニ留保シタル剰余金」と、「其ノ利益準備金ノ」とあるのは、「組織変更前ノ会員金融先物取引所ガ基本金ノ増額ニ充ツル為積立ツル」と、「合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社」とあるのは、「組織変更後ノ株式会社金融先物取引所」と読み替えるものとする。

(組織変更における株式の発行)

第三十四条の十二 会員金融先物取引所は、第三十四条の九第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後の株式会社金融先物取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 この項の規定により発行する株式(以下この項において単に「株式」という。)の種類及び数
- 二 株式の発行価額
- 三 株式の発行価額中資本に組み入れない額

(新設)

(新設)

四 現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える株式の額面無額面の別、種類及び数

2 商法第七十五条(第二項第一号、第五号、第七号及び第十一号を除く。)、第七十六条から第七十九条まで、第八十九条、第九十条、第九十一条前段、第九十二条、第二百二十二条第一項及び第二項、第二百二十二条ノ二並びに第二百二十二条ノ四並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第三百二十二条ノ二の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第七十五条第二項(各号列記以外の部分に限る。)、及び第四項、第七十六条、第七十七条第一項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第四項において準用する同法第八十六条中、「発起人」とあるのは、「会員金融先物取引所理事長又八理事」と、同法第七十五条第二項第八号中、「第六十八条ノ二」とあるのは、「金融先物取引法第三十四条の十二第一項」と、同項第九号中、「各発起人が引受ケタル」とあるのは、「会員二割当テタル」と、「引受価額」とあるのは、「発行価額」と、同法第八十九条第一項中、「発起人又八取締役」とあるのは、「会員金融先物取引所理事長若八理事又八組織変更後ノ株式会社金融先物取引所取締役」と、同法第九十二条第一項及び第二項中、「発起人及会社成立当時ノ取締役」とあり、並びに同条第三項中、「発起人又八取締役」とあるのは、「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員金融先物取引所理事長及理事並ニ組織変更当時ノ株式会社金融先物取引所取締役」と、同法第二百二十二条ノ二第二項中、「会社ノ設立ニ際シテ八発起人全員ノ同意ヲ以テ之

ヲ定メ会社ノ成立後ニ於テ八定款ニ株主總會ガ之ヲ決スル旨ノ定アルトキヲ除クノ外取締役会之ヲ決ス」とあるのは「組織変更ニ際シテ八組織変更計画書ヲ以テ之ヲ定ム」と、同法第二百二十二条ノ四中「株式申込証又ハ新株引受権証書」とあるのは「株式申込証」と、非訟事件手続法第三百二十二条ノ二第一項中「総発起人又ハ総取締役」とあるのは「会員金融先物取引所ノ理事長及ヒ総理事」と読み替へるものとする。

3 商法第七十三条並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項、第二百二十七条から第二百二十九条まで、第二百二十九条ノ三及び第二百二十九条ノ四の規定は、組織変更計画書に第一項第四号に掲げる事項を記載した場合について準用する。この場合において、商法第七十三条第一項中「取締役ハ其ノ選任後遅滞ナク第六十八条第一項」とあるのは「会員金融先物取引所ノ理事長又ハ理事ハ金融先物取引法第三十四条の十二第一項第四号」と、同条第二項中「第六十八条第一項第五号及第六号」とあるのは「金融先物取引法第三十四条の十二第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号及第六号」とあり、「第六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあり、及び「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同条第三項中「第六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「金融先物取引法第三十四条の十二第一項第四号」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同条第四項中「第六十八条第一項」とあるのは「金融先物取引法第三十四条の十二第一項第四号」と、「各発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ

当時ノ會員金融先物取引所ノ理事長及各理事並ニ現物出資ヲ為入者
ト、同条第五項中「発起人」とあるのは「現物出資ヲ為入者」と
同項及び同条第六項中「定款」とあるのは「定款及組織変更計画
書」と、非訟事件手続法第二百二十九条第二項及び第三項中「発起人
」とあるのは「組織変更前ノ會員金融先物取引所ノ理事長若ハ理事
」と、「取締役」とあるのは「組織変更後ノ株式会社金融先物取引
所ノ取締役」と読み替えるものとする。

4 商法第七十三条ノ二及び第九十五条の規定は、組織変更後の
株式会社金融先物取引所の取締役及び監査役となるべき者について
準用する。この場合において、同法第七十三条ノ二第一項中「前
条」とあるのは「金融先物取引法第三十四条の十二第三項ニ於テ準
用スル前条」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条
第二項中「各発起人」とあるのは「會員金融先物取引所ノ理事長及
各理事」と、同法第九十五条中「第七十三条ノ二又八第八十八
四条第一項及第二項」とあるのは「金融先物取引法第三十四条の十
二第四項ニ於テ準用スル第七十三条ノ二」と、「発起人モ」とあ
るのは「會員金融先物取引所ノ理事長又ハ理事モ」と、「及発起人
」とあるのは「並ニ會員金融先物取引所ノ理事長及理事」と読み替
えるものとする。

5 商法第二百八十六条ノ四の規定は、第一項の規定による株式の発
行のために必要な費用の額について準用する。

(理事長及び理事の財産価格てん補責任)

第三十四条の十三 組織変更計画書に前条第一項第四号に掲げる事項を記載した場合において、現物出資の目的たる財産の組織変更当時における実価が組織変更計画書に記載した価格に著しく不足するときは、現物出資に関する議案を総会に提出した会員金融先物取引所の理事長及び理事は、議案に掲げた財産の価格と実価との差額を限度として組織変更後の株式会社金融先物取引所に対し連帯してその不足額を支払う義務を負つ。

(新設)

2 商法第九十二条ノ二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第六十八条第一項第五号又八第六号」とあるのは、「金融先物取引法第三十四条の十二第一項第四号」と、「発起人及取締役」とあるのは、「会員金融先物取引所ノ理事長及理事」と、「前項」とあるのは、「同法第三十四条の十三第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「金融先物取引法第三十四条の十三第一項」と、同項において準用する同法第八十六条中「発起人」とあるのは、「会員金融先物取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

(組織変更の認可)

第三十四条の十四 組織変更は、金融再生委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(新設)

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更後の株式会社金融先物取引所について次に掲げる事項を記載した組織変更認可申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

- 一 商号
 - 二 本店、支店その他の営業所の所在の場所
 - 三 役員の名及び住所
 - 四 取引参加者の商号又は名称
- 3 前項の組織変更認可申請書には、組織変更計画書、組織変更後の株式会社金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(認可基準)

- 第三十四条の十五 金融再生委員会は、前条第二項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 組織変更後の株式会社金融先物取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所金融先物取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに委託者を保護するために十分であること。
 - 二 組織変更後の株式会社金融先物取引所がその開設する金融先物市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。
 - 三 組織変更後の株式会社金融先物取引所が金融先物取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。
 - 2 金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに

(新設)

該当する場合を除いて、組織変更を認可しなければならない。

一 組織変更後の株式会社金融先物取引所の役員のうち第十九条第五号イからリまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 組織変更認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

(会社の設立に際して発行する株式とみなされる株式等)

第三十四条の十六 次に掲げる株式は、商法第百六十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第百六十八条ノ三並びに第二百八十四条ノ

二第二項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一 第三十四条の九第一項の規定により会員に割り当てる株式

二 第三十四条の十二第一項の規定により組織変更の際して発行する株式

2 前項の場合においては、同項各号に掲げる株式に係る組織変更の日を商法第二百二十五条第二号に掲げる日と、当該組織変更を同法第二百二十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

(登記)

第三十四条の十七 会員金融先物取引所が組織変更を行ったときは、組織変更の日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、

(新設)

(新設)

組織変更前の会員金融先物取引所については解散の登記を、組織変更後の株式会社金融先物取引所については設立の登記をしなければならない。

2 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十八条、第十九条及び第七十九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 組織変更計画書
- 二 定款
- 三 組織変更前の会員金融先物取引所の組織変更総会の議事録
- 四 第三十四条の七において準用する商法第百条の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- 五 組織変更時における組織変更前の会員金融先物取引所に現に存する純資産額を証する書面
- 六 組織変更後の株式会社金融先物取引所の取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面
- 七 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面
- 八 第三十四条の十二の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面
- イ 株式の申込み及び引受けを証する書面

- 口 取締役及び監査役又は検査役の調査報告書並びに第三十四条の十二第三項において準用する商法第七十三条第三項前段の弁護士^のの証明書並びにこれらの附属書類並びに有価証券の取引所の相場を証する書面
- ハ 検査役^のの報告に関する裁判があつたときは、その謄本
- ニ 払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書
- 3 商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

(組織変更の無効の訴え)

- 第三十四条の十八 組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。
- 2 商法第八十八条、第二百五条第二項から第四項まで、第百六条、第百八条から第一百十条まで、第二百四十九条及び第四百十五条第二項並びに非訟事件手続法第三百二十五条ノ六及び第四百十条の規定は、前項の訴えについて準用する。

第二款 金融先物市場を開設する株式会社の特例

(定款)

第三十四条の十九 株式会社金融先物取引所の定款には、商法第百六十六條第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しな

(新設)

(新設)

(新設)

ければならない。

- 一 取引参加者のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項
- 二 規則の作成に関する事項
- 三 取引所金融先物取引の種類に関する事項
- 四 取引所金融先物取引の清算に関する事項

(株式の保有制限)

第三十四条の二十 何人も、株式会社金融先物取引所の発行済株式の総数(商法第二百四十二条の規定により株主が議決権を有しないこととされる株式(議決権のある株式に転換することを請求できないものに限る。以下この項において「議決権のない株式」という。)(の数を除く。次項において同じ。)の百分の五を超える数の株式(議決権のない株式及び取得又は所有の態様その他の事情を勘案して総理府令で定めるものを除く。以下この条において「対象株式」という。)(を取得し、又は所有してはならない。)

2 前項の規定は、所有する対象株式の数に増加がない場合その他の総理府令で定める場合において、株式会社金融先物取引所の発行済株式の総数の百分の五を超える数の対象株式を取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該株式会社金融先物取引所の発行済株式の総数の百分の五を超える部分の数の対象株式については、その超えることとなつた日から一年を超えて、これ

(新設)

を所有してはならない。

3 次の各号に掲げる場合における前二項の規定の適用については、当該各号に定める対象株式は、これを取得し、又は所有するものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式会社金融先物取引所の対象株式に係る株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合 当該権限に係る対象株式

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が株式会社金融先物取引所の対象株式を取得し、又は所有する場合 当該特別の関係にある者が取得し、又は所有する対象株式

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(発行済株式の総数等の縦覧)

第三十四条の二十一 株式会社金融先物取引所は、総理府令で定めるところにより、その発行済株式の総数その他の総理府令で定める事項を、公衆の縦覧に供しなければならない。

(資本の減少の認可等)

第三十四条の二十二 株式会社金融先物取引所は、その資本の額を減少しおしよつとするとき、金融再生委員会の認可を受けなければならない

(新設)

(新設)

ない。

2 株式会社金融先物取引所は、その資本の額を増加しようとするときは、総理府令で定めるところにより、金融再生委員会に届け出なければならぬ。

(合併の認可)

第三十四条の二十三 株式会社金融先物取引所を一方の当事者とする合併は、金融再生委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 合併後存続する者又は合併により設立される者が株式会社金融先物取引所である合併について前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する株式会社金融先物取引所又は合併による新たな株式会社金融先物取引所(以下「合併後の株式会社金融先物取引所」と総称する。)について、次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

一 商号

二 本店、支店その他の営業所の所在の場所

三 役員の名及び住所

四 取引参加者の商号又は名称

3 前項の合併認可申請書には、合併契約書、合併後の株式会社金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(新設)

(認可基準)

第三十四条の二十四 金融再生委員会は、前条第二項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 合併後の株式会社金融先物取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所金融先物取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに委託者を保護するために十分であること。

二 合併後の株式会社金融先物取引所がその開設する金融先物市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

三 合併後の株式会社金融先物取引所が株式会社金融先物取引所としてこの法律に適合するように組織されるものであること。

四 取引所金融先物取引を公正かつ円滑にするため十分な取引量及び取引参加者の数が見込まれることその他経済金融の状況に照らして当該金融先物市場を開設することが公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であること。

五 合併後の株式会社金融先物取引所において、合併により消滅する株式会社金融先物取引所の開設している金融先物市場における取引所金融先物取引に関する業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

2 金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。

(新設)

一 役員のうち第十九条第五号イからリまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 合併認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

(みなし免許等)

第三十四条の二十五 第三十四条の二十三第一項の認可を受けて設立された株式会社金融先物取引所は、当該設立の時に、第三条の免許を受けたものとみなす。

2 合併後の株式会社金融先物取引所は、合併により消滅した株式会社金融先物取引所の権利義務(当該株式会社金融先物取引所がその行う業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

3 合併により消滅した株式会社金融先物取引所の開設していた金融先物市場において成立した取引所金融先物取引であつて決済を結了していないものは、合併後の株式会社金融先物取引所の開設する金融先物市場において同一の条件で成立した取引とみなす。

(役員の特例)

第三十四条の二十六 第三十条第三項及び第四項の規定は、株式会社金融先物取引所の役員について準用する。

(裁判所の調査依頼)

(新設)

(新設)

第三十四条の二十七 裁判所は、株式会社金融先物取引所の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続又は更生手続において、金融再生委員会に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 金融再生委員会は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

第三節 取引所金融先物取引等

(運営目的)

第三十四条の二十八 金融先物取引所の開設する金融先物市場は、取引所金融先物取引を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者の保護に資するよう運営されなければならない。

(取引所金融先物取引を行うことができる者)

第三十五条 取引所金融先物取引は、当該金融先物市場を開設する金融先物取引所の会員等で行うことができない。

(株式会社金融先物取引所の取引参加者)

第三十五条の二 株式会社金融先物取引所は、業務規程の定めるところにより、当該株式会社金融先物取引所の開設する金融先物市場における取引所金融先物取引を行うための取引資格を与えることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(取引資格)

第三十五条 金融先物取引は、当該金融先物取引所の会員で行うことができない。

(新設)

2 株式会社金融先物取引所は、第十九条各号のいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならない。

3 第二十三条及び第二十四条の規定は、第一項の規定により取引資格を与えられた者について準用する。この場合において、第二十三条中「定款」とあるのは「業務規程」と、「金融先物会員制法人」とあるのは「株式会社金融先物取引所」と、「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、第二十四条中「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、同条第三号中「除名」とあるのは「取引資格の取消し」と読み替えるものとする。

(信認金)

第三十五条の三 会員等は、定款（株式会社金融先物取引所にあつては、業務規程。次項及び次条第一項において同じ。）の定めるところにより、金融先物取引所に対し、信認金を預託しなければならぬ。

2 信認金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

3 会員等に対して取引所金融先物取引を委託した者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員等の信認金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

4 金融先物取引所は、第四十条第一項の規定により、会員等に代わつて債務を履行し、又は引き受けたことにより取得した債権と当該会員等に対する信認金に係る債務を相殺してはならない。

(新設)

5 金融先物取引所は、国債の保有その他総理府令で定める方法によるほか、信認金として預託を受けたものを運用してはならない。

(取引資格の喪失等に伴う取引の結了)

第三十五条の四 会員等が脱退した場合(取引参加者にあつては、取引資格を喪失した場合)においては、金融先物取引所は、定款の定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の会員等をして、その行つた取引所金融先物取引を結了させなければならない。この場合においては、本人又はその一般承継人は、その取引所金融先物取引の結了の目的の範囲内において、なお会員等とみなす。

2 前項の規定により金融先物取引所が他の会員等をしてその取引所金融先物取引を結了させるときは、本人又はその一般承継人と当該他の会員等との間に、委任契約が成立していたものとみなす。

(業務規程の記載事項)

第三十六条 金融先物取引所の業務規程には、次に掲げる事項(会員金融先物取引所にあつては、第一号及び第二号を除く。)を記載しなければならない。

- 一 取引参加者の資格、加入及び脱退に関する事項
- 二 信認金に関する事項
- 三 取引所金融先物取引の対象とする通貨等若しくは金融オプション又は取引所金融先物取引に係る金融指標(以下この節及び第五十三条において、「取引対象通貨等」という。)

(新設)

第三十六条 金融先物取引所の業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(業務規程の記載事項)

- 一 金融先物取引の対象とする通貨等若しくは金融オプション又は金融先物取引に係る金融指標(以下この節及び第五十三条において、「取引対象通貨等」という。)

- 四 取引所金融先物取引の期限
- 五 取引所金融先物取引の開始及び終了
- 六 取引所金融先物取引の停止
- 七 取引所金融先物取引の契約の締結及びその制限に関する事項
- 八 決済の方法
- 九 前各号に掲げる事項のほか、取引所金融先物取引に関し必要な事項

(取引証拠金等の預託)

第三十七条 金融先物取引所は、取引所金融先物取引（金融再生委員会の定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、総理府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

- 一 会員等が自己の計算において取引所金融先物取引を行う場合又は会員等がその受託した取引所金融先物取引を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合 当該会員等
- 二 会員等がその受託した取引所金融先物取引（会員等に対する取引所金融先物取引の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該取引所金融先物取引（以下この条において「取次金融先物取引」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該取引所金融先物取引の委託者（会員等）に対して取

- 二 金融先物取引の期限
- 三 金融先物取引の開始及び終了
- 四 金融先物取引の停止
- 五 金融先物取引の契約の締結及びその制限に関する事項
- 六 決済の方法
- 七 前各号に掲げる事項のほか、金融先物取引に関し必要な事項

(取引証拠金等の預託)

第三十七条 金融先物取引所は、金融先物取引（金融再生委員会の定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、総理府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

- 一 会員が自己の計算において金融先物取引を行う場合又は会員がその受託した金融先物取引を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合 当該会員
- 二 会員がその受託した金融先物取引（会員に対する金融先物取引の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該金融先物取引（以下この条において「取次金融先物取引」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該金融先物取引の委託者（会員）に対して金融先物取引を委託した者であつて

引所金融先物取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。
第三項において同じ。）

三 会員等が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次金融先物取引を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）当該取次者

四 会員等が取次金融先物取引を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）当該取次金融先物取引の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）

2 取次者は、取引所金融先物取引の委託の取次ぎの引受けについて、総理府令で定めるところにより、申込者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

3 会員等は、取引所金融先物取引の受託について、総理府令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該取引所金融先物取引が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次金融先物取引である場合にあつては、申込者（）をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。）

4・5（略）

（臨時の取引所金融先物取引の開始等の届出）

第三十九条 金融先物取引所は、臨時に取引所金融先物取引の全部若しくは一部を開始し、若しくは終了し、又はその停止をし、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

取次者でないものをいう。第三項において同じ。）

三 会員が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次金融先物取引を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）当該取次者

四 会員が取次金融先物取引を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）当該取次金融先物取引の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）

2 取次者は、金融先物取引の委託の取次ぎの引受けについて、総理府令で定めるところにより、申込者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

3 会員は、金融先物取引の受託について、総理府令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該金融先物取引が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次金融先物取引である場合にあつては、申込者（）をして、当該会員に委託証拠金を預託させることができる。）

4・5（略）

（臨時の金融先物取引の開始等の届出）

第三十九条 金融先物取引所は、臨時に金融先物取引の全部若しくは一部を開始し、若しくは終了し、又はその停止をし、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

(金融先物取引所による債務の履行等)

第四十条 金融先物取引所は、取引所金融先物取引を円滑にするため、定款の定めるところにより、会員等に代わつて当該会員等の取引所金融先物取引に基づく債権又は債務について、当該債権を行使し、若しくは取得し、又は当該債務を履行し、若しくは引き受けることができる。

2 金融先物取引所は、前項の規定による債務の履行又は引受けにより損失が生じた場合において、定款の定めるところにより、一部の会員等に当該損失の全部又は一部を負担させることができる。

(債務不履行による損害賠償)

第四十一条 会員等が取引所金融先物取引に基づく債務の不履行により他の会員等又は金融先物取引所に損害を与えたときは、その損害を受けた会員等又は金融先物取引所は、その損害を与えた会員等の信託金及び取引証拠金(総理府令で定めるものに限る。) について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 第三十五条の三第三項の規定による取引所金融先物取引の委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の信託金についての会員等又は金融先物取引所の権利に対して優先する。

(総取引高及び成立した対価の額等の通知等)

第四十二条 金融先物取引所は、総理府令で定めるところにより、取

(金融先物取引所による債務の履行等)

第四十条 金融先物取引所は、金融先物取引を円滑にするため、定款の定めるところにより、会員に代わつて当該会員の金融先物取引に基づく債権又は債務について、当該債権を行使し、若しくは取得し、又は当該債務を履行し、若しくは引き受けることができる。

2 金融先物取引所は、前項の規定による債務の履行又は引受けにより損失が生じた場合において、定款の定めるところにより、一部の会員に当該損失の全部又は一部を負担させることができる。

(債務不履行による損害賠償)

第四十一条 会員が金融先物取引に基づく債務の不履行により他の会員又は金融先物取引所に損害を与えたときは、その損害を受けた会員又は金融先物取引所は、その損害を与えた会員の会員信託金及び取引証拠金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 第二十七条第三項の規定による金融先物取引の委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の会員信託金についての会員又は金融先物取引所の権利に対して優先する。

(総取引高及び成立した対価の額等の通知等)

第四十二条 金融先物取引所は、総理府令で定めるところにより、金

引所金融先物取引について、その取引対象通貨等の期限別に、毎日の総取引高、毎日の最高、最低及び最終の成立した対価の額、約定数値その他の事項を速やかにその会員等に通知し、公表しなければならない。

(相場等の報告等)

第四十三条 (略)

2 金融先物取引所は、当該金融先物取引所の開設する金融先物市場における一の会員の自己の計算による取引所金融先物取引であつて決済を結了していないものの件数が総理府令で定める件数を超えることとなつた場合その他当該金融先物市場における取引所金融先物取引の状況が総理府令で定める要件に該当することとなつた場合には、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に報告しなければならない。

(仮装取引等の禁止)

第四十四条 何人も、取引所金融先物取引に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 仮装の取引所金融先物取引をすること。
- 二 自己のする取引所金融先物取引の申込みと同時期に、それと同一の対価の額又は約定数値において、当該取引所金融先物取引を成立させることのできる申込みを他人がすることをあらかじめその者と通謀の上、当該自己のする取引所金融先物取引の申込みを

融先物取引について、その取引対象通貨等の期限別に、毎日の総取引高、毎日の最高、最低及び最終の成立した対価の額、約定数値その他の事項を速やかにその会員に通知し、公表しなければならない。

(相場等の報告等)

第四十三条 (略)

2 金融先物取引所は、当該金融先物取引所の開設する金融先物市場における一の会員の自己の計算による金融先物取引であつて決済を結了していないものの件数が総理府令で定める件数を超えることとなつた場合その他当該金融先物市場における金融先物取引の状況が総理府令で定める要件に該当することとなつた場合には、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に報告しなければならない。

(仮装取引等の禁止)

第四十四条 何人も、金融先物取引に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 仮装の金融先物取引をすること。
- 二 自己のする金融先物取引の申込みと同時期に、それと同一の対価の額又は約定数値において、当該金融先物取引を成立させることのできる申込みを他人がすることをあらかじめその者と通謀の上、当該自己のする金融先物取引の申込みを

すること。

三 単独で又は他人と共同して、取引所金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該取引所金融先物取引が繁盛であると誤解させるべき一連の取引所金融先物取引又は当該取引所金融先物取引の相場を変動させるべき一連の取引所金融先物取引をすること。

四 (略)

五 取引所金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該取引所金融先物取引の相場が自己又は他人の市場操作によつて変動するべき旨を流布すること。

(無免許開設金融先物市場における取引の禁止)

第四十四条の二 何人も、第三条の規定に違反して開設される金融先物市場において金融先物取引をしてはならない。

第四十四条の三 何人も、銀行、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社その他の政令で定める者(金融先物取引所の会員等に限る。)(が一方の当事者となる場合を除き、店頭金融先物取引をしてはならない。

2 第四十四条(第一号、第三号及び第五号に限る。)、第六十九条、第七十四条(第一号から第三号まで、第六号及び第七号に限る。)(及び第九十一条の二の規定は、店頭金融先物取引について準用する。この場合において、第四十四条第三号中「取引所金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該取引所金融先物取引が繁盛であると

三 単独で又は他人と共同して、金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該金融先物取引が繁盛であると誤解させるべき一連の金融先物取引又は当該金融先物取引の相場を変動させるべき一連の金融先物取引をすること。

四 (略)

五 金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該金融先物取引の相場が自己又は他人の市場操作によつて変動するべき旨を流布すること。

(新設)

(新設)

誤解させるべき一連の取引所金融先物取引又は当該取引所金融先物取引の相場を変動させるべき一連の取引所金融先物取引」とあるのは「店頭金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該店頭金融先物取引が繁盛であると誤解させるべき一連の店頭金融先物取引又は取引所金融先物取引の相場を変動させるべき一連の店頭金融先物取引」と、同条第五号中「取引所金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該取引所金融先物取引」とあるのは「店頭金融先物取引を誘引する目的をもつて、取引所金融先物取引」と、第六十九条中「金融先物取引業者は、金融先物取引等の受託等と内容とする契約（以下この節及び第八十条において「受託契約」という。）」とあるのは「銀行、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社その他の政令で定める者（金融先物取引所の会員等に限る。）は、店頭金融先物取引に係る契約（以下「店頭金融先物取引契約」という。）」と、「受託契約」とあるのは「店頭金融先物取引契約」と、第七十四条中「金融先物取引業者」とあるのは「銀行、証券取引法第一条第九項に規定する証券会社その他の政令で定める者（金融先物取引所の会員等に限る。）」と、同条第一号から第三号までの規定中「受託契約」とあるのは「店頭金融先物取引契約」と、同条第六号中「受託契約に基づく委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金」とあるのは「店頭金融先物取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭」と、同条第七号中「金融先物取引等の受託等」とあるのは「店頭金融先物取引」と、「委託者」とあるのは「顧客」と、第九十一条の二中「金融先物取引等の受託

等」とあるのは「店頭金融先物取引契約の締結」と読み替えるものとする。

(会員等の取引の制限)

第四十五条 金融再生委員会は、金融先物取引所が開設する金融先物市場において、過当な件数の取引が行われ若しくは行われるおそれがあり、又は不当な相場が形成され若しくは形成されるおそれがある場合において、当該金融先物市場における秩序を維持し、かつ、公益又は委託者の保護のため必要があると認めるときは、会員等に対し、取引所金融先物取引又はその受託を制限することができる。

(取引所金融先物取引の停止の場合の残務の結了)

第四十六条 第三十五条の四の規定は、会員等の取引所金融先物取引がこの法律又は金融先物取引所の定款の定めるところにより停止された場合について準用する。

(削る)

第四節 取引所金融先物取引の受託

(受託契約準則及びその記載事項)

第四十七条 会員等は、取引所金融先物取引の受託については、金融先物取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

2 金融先物取引所は、その受託契約準則において、次に掲げる事項

(会員の取引の制限)

第四十五条 金融再生委員会は、金融先物市場において、過当な件数の取引が行われ若しくは行われるおそれがあり、又は不当な相場が形成され若しくは形成されるおそれがある場合において、金融先物市場における秩序を維持し、かつ、公益又は委託者の保護のため必要があると認めるときは、会員に対し、金融先物取引又はその受託を制限することができる。

(金融先物取引の停止の場合の残務の結了)

第四十六条 第二十六条の規定は、会員の金融先物取引がこの法律又は金融先物取引所の定款の定めるところにより停止された場合について準用する。

第六節 金融先物取引の受託

(新設)

(受託契約準則及びその記載事項)

第四十七条 会員は、金融先物取引の受託については、金融先物取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

2 金融先物取引所は、その受託契約準則において、次に掲げる事項

に関する細則を定めなければならない。

一 取引所金融先物取引の受託の条件

二・三 (略)

四 前各号に掲げる事項のほか取引所金融先物取引の受託に關し必要な事項

(削る)

第五節 金融先物取引所の解散等

(免許の失効)

第四十八条の二 金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の免許は、効力を失う。

一 取引参加者の数が十人未満となつたとき(株式会社金融先物取引所の場合に限る。)

二 金融先物市場を閉鎖したとき。

三 解散したとき。

四 設立又は合併(当該合併により設立される者が株式会社金融先物取引所であるものに限る。)を無効とする判決が確定したとき。

五 免許を受けた日から六月以内に金融先物市場を開設しなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ金融再生委員会の承認を受けた場合を除く。)

2 前項第一号又は第四号の規定により免許が失効したときは、その

に関する細則を定めなければならない。

一 金融先物取引の受託の条件

二・三 (略)

四 前各号に掲げる事項のほか金融先物取引の受託に關し必要な事項

第七節 解散

(新設)

(新設)

代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

(解散の認可)

第四十九条 金融先物取引所の解散に関する総会の決議は、金融再生委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 金融先物取引所が次に掲げる事由により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

- 一 定款に定める事由の発生
- 二 会員の数が十人未満となつたこと。
- 三 解散を命ずる裁判

第五十条 削除

第六節 監督

(免許の取消し)

(解散の事由及び解散決議の認可)

第四十九条 金融先物取引所は、次の事由により解散する。

- 一 定款に定める事由の発生
- 二 総会の決議
- 三 会員の数が十人未満となつたこと。
- 四 破産
- 五 設立の免許の取消し

2 金融先物取引所の解散に関する総会の決議は、金融再生委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 金融先物取引所が第一項第一号又は第三号の規定により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

(残余財産の分配)

第五十条 残余財産は、定款又は総会の決議により別段の定めをする場合のほか、会員の出資額に応じて分配しなければならない。

(新設)

(民法等の準用)

第五十一条 金融再生委員会は、金融先物取引所がその免許を受けた当時第五条第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その免許を取り消すことができる。

(削る)

(定款等の変更の認可等)

第五十一条の二 定款、業務規程又は受託契約準則の変更は、金融再生委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 金融先物取引所は、第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。金融先物取引所の規則(定款、業務規程及び受託契約準則を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

第五十一条 民法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十三条まで、商法第二百五条、第二百八条、第二百二十九条、第三百一十一条、第四百九条及び第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七条並びに第三百三十八條の規定は、金融先物取引所の解散の場合について準用する。この場合において、民法第七十条及び第七十四条中、「理事」とあるのは、「理事長及び理事」と読み替えるものとする。

第八節 監督

(新設)

2 民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、金融先物取引所の清算人について準用する。

(立入検査等)

第五十二条 金融再生委員会は、公益又は委託者の保護のため必要があると認めるときは、金融先物取引所若しくはその会員等に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物取引所の営業所若しくは事務所若しくはその役員等の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(金融先物取引所等に対する監督上の処分)

第五十二条 金融再生委員会は、金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該金融先物取引所に対し、当該各号に定める処分をすることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分(以下この条及び次条において「この法律等」という。)若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等がこの法律等若しくは当該金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則(以下この号において「定款等」という。)に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、当該会員等に対しこの法律等、当該定款等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために当該金融

(立入検査等)

第五十二条 金融再生委員会は、公益又は委託者の保護のため必要があると認めるときは、金融先物取引所若しくはその会員等に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物取引所の事務所若しくはその会員の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(金融先物取引所等に対する監督上の処分)

第五十二条 金融再生委員会は、金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該金融先物取引所に対し、当該各号に定める処分をすることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分(以下この条及び次条において「この法律等」という。)若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員がこの法律等若しくは当該金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則(以下この号において「定款等」という。)に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、当該会員等に対しこの法律等、当該定款等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために当該金融先物

先物取引所がこの法律等若しくは定款その他の規則により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つたとき。 第三條の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の変更を命じ、その役員了解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずること。

- 二 正当な理由がないのに、金融先物市場を開設することができることとなつた日から三月以内に金融先物市場を開設しないとき、取引対象通貨等について取引所金融先物取引を行うことができることとなつた日から三月以内に取引所金融先物取引を開始しないとき、又は引き続き三月以上取引対象通貨等の全部若しくは一部について取引所金融先物取引を停止したとき。 第三條の免許若しくは定款若しくは業務規程の変更の認可を取り消し、又は定款若しくは業務規程の変更を命ずること。
- 三 金融先物取引所の行為又はその開設する金融先物市場における取引所金融先物取引の状況が公益又は委託者の保護のため有害であると認めるとき。 三月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずること。

2 (略)

(会員等及び会員等の役員に対する監督上の処分)

第五十四條 金融再生委員会は、会員等がこの法律等に違反したときは、金融先物取引所に対し当該会員等を除名(取引参加者にあつて

取引所がこの法律等若しくは定款その他の規則により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つたとき。 設立の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずること。

- 二 正当な理由がないのに、金融先物市場を開設することができることとなつた日から三月以内に金融先物市場を開設しないとき、取引対象通貨等について金融先物取引を行うことができることとなつた日から三月以内に金融先物取引を開始しないとき、又は引き続き三月以上取引対象通貨等の全部若しくは一部について金融先物取引を停止したとき。 設立の免許若しくは定款若しくは業務規程の変更の認可を取り消し、又は定款若しくは業務規程の変更を命ずること。
- 三 金融先物取引所の行為又はその開設する金融先物市場における金融先物取引の状況が公益又は委託者の保護のため有害であると認めるとき。 三月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずること。

2 (略)

(会員等に対する監督上の処分)

第五十四條 金融再生委員会は、会員がこの法律等に違反したときは、金融先物取引所に対し当該会員を除名し、又は六月以内の期間を

は、取引資格の取消しを、又は六月以内の期間を定めて当該会員等の取引所金融先物取引を停止することを命ずることができる。

2 金融再生委員会は、会員等の役員がこの法律等に違反する行為をしたときは、当該会員等に対し当該役員解任を命ずることができる。

(業務改善命令)

第五十五条 金融再生委員会は、金融先物取引所に対し、当該金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行又は業務の運営若しくは財産の状況に関し、公益又は委託者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行の変更その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(のみ行為の禁止)

第七十三条 金融先物取引業者は、金融先物取引等の委託を受けたとき、又は金融先物取引等の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理（以下この条及び次条において「取次ぎ等」という。）を引き受けたときは、金融先物取引所の開設する金融先物市場若しくは海外金融先物市場において当該委託に係る申込みをせず、又は当該取次ぎ等をして、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

定めて当該会員の金融先物取引を停止することを命ずることができる。

2 金融再生委員会は、会員の役員がこの法律等に違反する行為をしたときは、当該会員に対し当該役員解任を命ずることができる。

(定款等の変更命令)

第五十五条 金融再生委員会は、金融先物取引所に対し、当該金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の慣行について、金融先物取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため必要と認めると変更その他の処分を命ずることができる。

(のみ行為の禁止)

第七十三条 金融先物取引業者は、金融先物取引等の委託を受けたとき、又は金融先物取引等の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理（以下この条及び次条において「取次ぎ等」という。）を引き受けたときは、金融先物市場若しくは海外金融先物市場において当該委託に係る申込みをせず、又は当該取次ぎ等をして、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

(禁止行為)

第七十四条 金融先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
。ただし、第三号に掲げる行為にあつては、委託者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融先物取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして総理府令で定めるものを除く。

一七 (略)

(金融先物取引所等の会員等でない金融先物取引業者に対する監督)

第八十三条の二 金融再生委員会は、金融先物取引所の会員等となつておらず、又は第八十五条に規定する金融先物取引業協会(以下この条において「協会」という。)に加入していない金融先物取引業者の行う金融先物取引等の受託等について、公益を害し、又は委託者保護に欠けることのないよう、金融先物取引所又は協会の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

(虚偽の相場公示の禁止)

第九十一条の三 何人も、金融先物取引所の開設する金融先物市場の相場を偽つて公示してはならない。

(大蔵大臣への協議)

第九十一条の三の二 金融再生委員会は、金融先物取引所に対し、次に掲げる処分をすることが取引所金融先物取引に重大な影響を与え

(禁止行為)

第七十四条 金融先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
。

一七 (略)

(金融先物取引所等の会員でない金融先物取引業者に対する監督)

第八十三条の二 金融再生委員会は、金融先物取引所の会員となつておらず、又は第八十五条に規定する金融先物取引業協会(以下この条において「協会」という。)に加入していない金融先物取引業者の行う金融先物取引等の受託等について、公益を害し、又は委託者保護に欠けることのないよう、金融先物取引所又は協会の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

(虚偽の相場公示の禁止)

第九十一条の三 何人も、金融先物市場の相場を偽つて公示してはならない。

(大蔵大臣への協議)

第九十一条の三の二 金融再生委員会は、金融先物取引所に対し、次に掲げる処分をすることが金融先物取引に重大な影響を与えるおそ

るおそれがあると認めるときは、あらかじめ、取引所金融先物取引の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五十一条又は第五十三条第一項第一号若しくは第二号の規定による第三条の免許の取消し

二 (略)

(大蔵大臣への通知)

第九十一条の三の三 金融再生委員会は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第三条の規定による免許

二 第三十四条の二十三第一項の規定による認可

三 第四十九条第一項の規定による認可

四 第五十一条又は第五十三条第一項第一号若しくは第二号の規定による第三条の免許の取消し

五 第五十一条の二第一項の規定による認可(金融先物取引所の開設する金融先物市場の閉鎖に係るものに限る。)

六 第五十三条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は業務の変更の命令

七 (略)

2 金融再生委員会は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第三十九条の規定による取引所金融先物取引の全部の終了又は

れがあると認めるときは、あらかじめ、金融先物取引の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五十三条第一項第一号又は第二号の規定による第十四条の設立の免許の取消し

二 (略)

(大蔵大臣への通知)

第九十一条の三の三 金融再生委員会は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第十四条の規定による設立の免許

(新設)

二 第四十九条第二項の規定による認可

三 第五十三条第一項第一号又は第二号の規定による第十四条の設立の免許の取消し

(新設)

四 第五十三条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は業務の方法の変更の命令

五 (略)

2 金融再生委員会は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第三十九条の規定による金融先物取引の全部の終了又はその停

その停止若しくはその停止の解除の届出

二 第四十八条の二第二項又は第四十九条第二項の規定による届出

3 (略)

(大蔵大臣への資料提出等)

第九十一条の四 (略)

2 大蔵大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融先物取引所、金融先物取引所の会員等、金融先物取引業者又は金融先物取引業協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第九十二条 金融再生委員会は、この法律による権限(第三条の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、次に掲げる権限を証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第五十二条の規定による権限(金融先物取引所に対するものにあつては取引所金融先物取引の公正の確保に係る金融先物取引所

止若しくはその停止の解除の届出

二 第四十九条第三項の規定による届出

3 (略)

(大蔵大臣への資料提出等)

第九十一条の四 (略)

2 大蔵大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融先物取引所、金融先物取引所の会員、金融先物取引業者又は金融先物取引業協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第九十二条 金融再生委員会は、この法律による権限(第十四条の規定による設立の免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、次に掲げる権限を証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第五十二条の規定による権限(金融先物取引所に対するものにあつては金融先物取引の公正の確保に係る金融先物取引所の業務

の業務として金融再生委員会規則で定める業務に関するものに限るものとし、金融先物取引所の会員等に対するものにあつては金融先物取引又はその受託の公正の確保に係る規定として金融再生委員会規則で定める規定に関するものに限る。

二・三（略）

3～7（略）

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十四条の十二第一項の規定により発行する株式の募集に当たり、重要な事項について不実の記載のある株式申込証、目論見書、株式の募集の広告その他株式の募集に関する文書を使用した会員金融先物取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

二 第三十四条の十二第一項の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預けを行った会員金融先物取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は当該預けに応じた者

三 第四十四条（第四十四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第九十一条の二（第四十四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

として金融再生委員会規則で定める業務に関するものに限るものとし、金融先物取引所の会員に対するものにあつては金融先物取引又はその受託の公正の確保に係る規定として金融再生委員会規則で定める規定に関するものに限る。

二・三（略）

3～7（略）

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（新設）

（新設）

一 第四十四条（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第九十一条の二（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第九十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、金融先物市場を開設した者

二 第三十四条の十第一項の純資産額について金融再生委員会又は会員の総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員金融先物取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）

三 第三十四条の十二第一項の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同条第一項第四号に掲げる事項について、金融再生委員会、裁判所又は会員の総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員金融先物取引所の役員若しくは検査役又は株式会社金融先物取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

四 (略)

五 (略)

六 (略)

第九十四条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項若しくは第二項又は第五十八条第一項若しくは第二項の免許申請書、許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第九十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定に違反した者

(新設)

(新設)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

第九十四条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条第一項若しくは第二項又は第五十八条第一項若しくは第二項の免許申請書、許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二了五（略）

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十六条又は第四十四条の二の規定に違反した者

二 第三十四条の二十の規定に違反した者

三（略）

四（略）

五（略）

第九十六条 第四十四条の三第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）第八十六条の規定の適用を妨げない。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（略）

二 第六十九条（第四十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条又は第七十二条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

三（略）

二了五（略）

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条又は第六条第二項の規定に違反した者

（新設）

二（略）

三（略）

四（略）

第九十六条 第七条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）第八十六条の規定の適用を妨げない。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（略）

二 第六十九条（第七条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条又は第七十二条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

三（略）

第九十八条 金融先物取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役及び仮監査役を含む。）若しくは職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 (略)

第一百条 第九條の四又は第八十八條の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項の規定に違反して、その名称中に金融先物取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

二 第三十四条の二十二第一項の規定に違反した者

三 第三十五条の三第五項の規定に違反した者

四 第五十一条の二第二項前段又は第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 (略)

六 (略)

七 (略)

第九十八条 金融先物取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 (略)

第一百条 第三十四条又は第八十八條の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第二項の規定に違反して、その名称中に金融先物取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

二 第十七条第二項前段又は第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十七条第五項の規定に違反した者
(新設)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

八 (略)
九 (略)

第二百二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十四条第三号又は第四号 五億円以下の罰金刑
二・三 (略)

四 第九十五条第五号 一億円以下の罰金刑

五 第九十四条の二（第二号及び第三号を除く。）、第九十五条第一号から第四号まで、第九十六条、第九十七条又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第九十四条第三号又は第四号の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

3 (略)

第二百二条の二 第九十四条第二号又は第九十四条の二第三号に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

七 (略)
八 (略)

第二百二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十四条 五億円以下の罰金刑
二・三 (略)

四 第九十五条第四号 一億円以下の罰金刑

五 第九十四条の二、第九十五条第一号から第三号まで、第九十六条、第九十七条又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第九十四条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

3 (略)

(新設)

第二百二条の三 金融先物取引所の役員（仮取締役及び仮監査役を含む）

（一）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四条の十一の規定に違反して、準備金を積立てなかつたとき。

二 第三十四条の十二第二項において準用する商法第七十五条第

二項又は第二百二十二条ノ四の規定に違反して、株式申込証を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

三 第三十四条の十二第二項において準用する商法第七十五条第四項の規定に違反して、書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

四 第三十四条の十七第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

第四百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十六条において準用する民法第五十一条の規定に違反して、財産目録若しくは社員名簿を備え置かず、又はこれらに不正の記載をした者

二 第十七条の二第一項の規定に基づく政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をした者

三 金融先物会員制法人の会員の総会に対し不実の申立てをし、又

（新設）

第四百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第八条第一項の規定に基づく政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をした者

二 第九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して、財産目録若しくは社員名簿を備え置かず、又はこれらに不正の記載をした者

二の二 第十七条第二項後段、第四十九条第三項又は第八十八条の

は事実を隠ぺいした者

四 第三十四条の三第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をすることを怠つた者

五 第三十四条の三第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不正の公告をした者

六 第三十四条の三第一項において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して、金融先物协会会员制法人の財産を分配した者

七 第三十四条の五の規定に違反して、組織変更の手続をしたとき

八 第三十四条の六第一項又は第三十四条の八第一項の規定に違反して、これらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき

九 第三十四条の六第二項（第三十四条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき

十 第三十四条の七において準用する商法第百条の規定に違反して、会員金融先物取引所の組織変更をしたとき

十一 第三十四条の二十二第二項、第四十八条の二第二項、第四十九条第二項、第五十一条の二第二項後段又は第八十八条の二の規定に違反して、届出を怠つた者

十二 第三十七条第一項又は第四項の規定に違反した者

二の規定に違反して、届出を怠つた者

三 金融先物取引所の会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠した者

四 第三十七条第一項又は第四項の規定に違反した者

五 第三十八条又は第三十九条の規定に違反して、届出を怠つた者
六 第四十二条の規定に違反して、通知し、又は公表することを怠つた者

七 第四十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第四十三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第五十一条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をすることを怠つた者

十 第五十一条において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不正の公告をした者

十一 第五十一条において準用する商法第三百三十一条に違反して、金融先物取引所の財産を分配した者

十二 第八十五条第二項の規定に違反して、同項の協会員の名簿を公衆の縦覧に供しない者

十三 第三十八条又は第三十九条の規定に違反して、届出を怠つた者

十四 第四十二条の規定に違反して、通知し、又は公表することを怠つた者

十五 第四十三条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十六 第八十五条第二項の規定に違反して、同項の協会員の名簿を公衆の縦覧に供しない者

第一百四条の二 第九条の五第三項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)